

市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費

(歳入)

地方消費税交付金	200,000 千円
うち社会保障財源交付金	100,000 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費	1,800,050 千円
------------------------	--------------

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位:千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源交付金)	その他	
社会福祉費	児童福祉事業	720,510	528,092	7,200	47,808	19,472	117,938
	高齢者福祉事業	47,476	1,875	3,100	7,442	4,968	30,091
	社会福祉事業(障がい者福祉、母子福祉)	472,372	338,289	14,500	0	16,947	102,636
	小計	1,240,358	868,256	24,800	55,250	41,387	250,665
社会保険費	国民健康保険事業特別会計繰出金	99,760	48,191	0	0	7,308	44,261
	介護保険事業特別会計繰出金	149,202	15,999	0	0	18,877	114,326
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	195,110	44,779	0	0	21,304	129,027
	小計	444,072	108,969	0	0	47,489	287,614
保健衛生費	予防対策・健康増進事業	115,620	23,098	7,900	6,130	11,124	67,368
	小計	115,620	23,098	7,900	6,130	11,124	67,368
合計	1,800,050	1,000,323	32,700	61,380	100,000	605,647	

※ 平成26年4月1日より消費税が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引上げられました。

引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てることとされました。

※ 【地方消費税交付金】 消費税10%のうち2.2%が地方消費税(県税)でその1/2が市町村へ交付されます。

※ 【社会保障施策】

- (1)「社会福祉」 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。
- (2)「社会保険」 法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。
- (3)「保健衛生」 国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。